

# ○ 千葉県特別職報酬等審議会条例 (昭和39年条例第44号)

最終改正 平成20年9月18日

(趣旨)

**第一条** この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第三項の規定に基づき、千葉県特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

**第二条** 知事の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、審議会を置く。

(所掌事項)

**第三条** 審議会は、知事の諮問に応じ、県議会の議員並びに知事及び副知事（以下「知事等」という。）の議員報酬、給料その他の給与の額について審議するものとする。

2 知事は、議員報酬の額又は知事等の給料若しくは退職手当の額に係る条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬、給料又は退職手当の額について、審議会の意見を聴くものとする。

(委員)

**第四条** 審議会は、委員をもつて組織する。

2 委員の構成及び定数は、次のとおりとする。

- 一 県の区域内の公共的団体等を代表する者 五人
- 二 学識経験を有する者 五人

3 委員は、知事が委嘱する。

4 第二項第一号に規定する委員は、必要のつど委嘱し、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 第二項第二号に規定する委員の任期は、二年とする。ただし、当該委員の補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第五条** 審議会に会長及び副会長を置き、前条第二項第二号に規定する委員のうちから、委員の選挙により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長にも事故のあるとき、又は副会長も欠けたときは、会長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

(会議)

**第六条** 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

**第七条** 審議会の庶務は、規則で定める機関において処理する。

(委任)

**第八条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十八年十月二十日条例第五十五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十九年五月二十五日条例第三十一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十年九月十八日条例第四十二号）

この条例は、公布の日から施行（中略）する。